

介護サービス事業者
各 有料老人ホーム 御中
サービス付き高齢者向け住宅

旭川市福祉保険部指導監査課長
旭川市福祉保険部長寿社会課長
旭川市福祉保険部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症の発症等を理由とした
介護サービス等の不当な制限について

標記の件につきまして、これまでも厚生労働省から、利用者が利用すべき医療・介護サービス等の利用について、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、禁止する又は控えさせることのないよう注意喚起等が行われてきているところですが、本市においても、不当に利用者への各種サービスを制限する事案が未だ散見されています。

介護サービス事業所等（以下「事業所等」という。）において、事業所等の職員又は利用者に対する保健所からの指示がないのにも関わらず、事業所等が職員を自宅待機等にするにより、本来提供すべきサービスの提供体制に影響を及ぼす（訪問介護計画書どおりのサービス提供を行わないこと等）ことや、事業所等が利用者に対して介護サービスの利用の休止等を促すことは不適切であることから、旭川市保健所の指示を遵守しつつ、居宅サービス計画書等に記載のあるサービスについては、原則としてサービス提供を行い、何らかの理由により当該事業所に対応できなくなった場合でも、介護支援専門員等と協議し代替サービスを行うなど、利用者の生活等に影響がでない対応を行うよう徹底してください。

また、利用者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合で、訪問介護等の介護サービスの提供が必要な場合についても、適切な感染防止対策を行い、介護サービスを提供するよう対応をお願いいたします。

なお、令和4年3月から、旭川市保健所における疫学調査の対象を同居家族・医療機関・介護福祉施設等に重点化したことに伴い、陽性者の知人等は疫学調査の対象とならない場合があることから、利用者が陽性者と接触したことが明らかになった場合でも、旭川市保健所から濃厚接触者と認定されない可能性があります。

そうした場合においては、別添の「「知人が陽性」その時どうする？～新型コロナウイルス感染症への備え～」に準じて当該利用者の感染の可能性を判断し、サービス提供を行う職員を選定するなど、適切なサービス提供を行うよう徹底してください。

その際に、利用者から「サービスの提供を一時中止する意向」が確認された場合は、その旨の記録を必ず行い、必要に応じ居宅サービス計画書等の変更をしてください。（決して事業所等の都合のみでサービス提供を中止しないでください。）

また、利用者の意向等により、当該サービスを中止することによる利用者の生活への影響を推測し、利用者の生活への支障が出ないような対応をしていただくようお願いいたします。
(裏面へつづく)

(別添資料)

1 職員・利用者の感染リスクの判断及び対応について

「知人が陽性」その時どうする？～新型コロナウイルス感染症への備え～」

2 サービス提供の制限に係る注意喚起等について

- (1) 「有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について」（令和2年9月4日付け厚生労働省老健局高齢者支援課厚生労働省老健局認知症施策ほか連名事務連絡）
- (2) 「新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護（支援）者に対する介護サービス事業所のサービス継続について」（令和3年2月8日付け厚生労働省老健局高齢者支援課厚生労働省老健局認知症施策ほか連名事務連絡）

3 事業の運営における新型コロナウイルスの感染防止対策について

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）」のうち「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染防止に向けた対応について」